

令和4年尾張東部衛生組合議会第2回定例会会議録第1号

令和4年9月30日（金曜日）

議事日程第1号

令和4年9月30日（金曜日）午後2時00分開会

日程第1 会期の決定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 議席の指定について

日程第4 報告第1号 令和3年度尾張東部衛生組合一般会計予算継続費の繰越しについて

日程第5 認定第1号 令和3年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議員派遣の件

出席議員（15名）

1番	石じま きよし	2番	秋 田 さとし
3番	市 原 誠 二	4番	三 木 雪 実
5番	川 村 つよし	6番	富 田 宗 一
7番	伊 藤 真規子	8番	浅 井 寿 美
9番	丸 山 幸 子	10番	山 田 かずひこ
11番	三 宅 聡	12番	松 原 大 介
13番	加 藤 和 男	14番	さとう ゆ み
15番	山 下 幹 雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	伊 藤 保 徳	参 与	森 和 実
参 与	吉 田 一 平	副 管 理 者	青 山 一 郎
監査委員(識見)	鈴 木 洋 子	会 計 管 理 者	戸 田 仁 司
瀬 戸 市 市民生活部長	藤 井 邦 彦	瀬 戸 市 環境課長	加 藤 守 幸
尾 張 旭 市 市民生活部長	大 津 公 男	尾 張 旭 市 環境課長	木 戸 雅 浩
長 久 手 市 くらし文化部長	門 前 健	長 久 手 市 くらし文化部長	嵯 峨 剛

事務長 涌井 康宣

事務次長 渡辺 雅司

事務局出席職員氏名

専門員兼
業務係長
兼
専門員兼
議事係長
兼
議事係長

奥 土 芳 弘
功 刀 義 行

専門員 杉原 誠
議会書記 奥村 あゆみ

午後2時00分 開会

○議長（山下幹雄） ただいまの出席議員は15名であります。これより令和4年尾張東部衛生組合議会第2回定例会を開会いたします。

なお、本日は傍聴人の定員を10名といたしましたので、ご承知おきください。

傍聴者におかれましては、会議中にご静粛にさせていただきますようお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議長は管理者はじめ関係理事者の出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から提出される例月出納検査の結果報告について、本日までに受理いたしております。これらの報告書はいずれも事務局に保管してありますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります印刷物のとおりであります。

ここで、議案に対する質疑の進め方について、ご確認いたします。

議会の取決めに従いまして、発言は通告書の受付順とし、一問一答方式で行い、1問につきましては再々質疑までとして進めてまいりますので、よろしく願います。

これより日程に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定について

○議長（山下幹雄） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山下幹雄） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（山下幹雄） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第68条の規定により、議長において、丸山幸子議員及び山田かずひこ議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議席の指定について

○議長（山下幹雄） 次に、日程第3、改選議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席番号を職員より朗読させます。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） それでは、改選議員の議席番号と氏名をお読みします。

5番川村つよし議員、10番山田かずひこ議員。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 令和3年度尾張東部衛生組合一般会計予算継続費の繰越しについて

○議長（山下幹雄） 次に、日程第4、報告第1号令和3年度尾張東部衛生組合一般会計予算継続費の繰越しについてを議題といたします。

これについては、管理者から既に提出されております報告書をもって説明に代えることといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 認定第1号 令和3年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（山下幹雄） 次に、日程第5、認定第1号令和3年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） ただいまご上程いただきました認定第1号令和3年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

決算書の1ページをご覧ください。

本決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書をつけて組合議会の認定をお願いするものでございます。

決算書 2 ページの決算総括表をご覧ください。

1、予算現額は47億7,589万3,500円です。2、歳入額は47億6,291万7,036円で、表記はございませんが、予算現額に対する収入率は99.7%でございます。3、歳出額は46億2,026万2,887円で、予算現額に対する執行率は96.7%でございます。この結果、4、歳入歳出差引き過不足額は1億4,265万4,149円、うち5、翌年度へ繰り越すべき財源は192万2,500円となり、6、内訳(1)残高1億4,073万1,649円を翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、歳入及び歳出の明細について説明させていただきます。

8 ページ、9 ページをご覧ください。

歳入、1 款の分担金及び負担金でございますが、予算現額の合計11億3,640万円に対する収入済額は、右ページにございますとおり、11億3,640万295円。表記はございませんが、収入率は100%となっております。収入の内容は、備考欄にありますとおり、ごみの搬入量と人口に応じた構成市からの負担金で、1 項 1 目の一般経費負担金と 1 項 2 目の建設経費負担金でございます。

この先、2 款以降につきましては、予算現額の読み上げは省略し、収入済額と収入率及び主な内容を中心に説明させていただきます。

2 款使用料及び手数料の収入済額は4億297万4,055円、収入率は98.1%でございます。

1 項 1 目の土地使用料は、職員の駐車料金や電柱用地などの貸付けに係るものでございます。

1 項 2 目の施設使用料は、構成市の住民や事業者等から直接持ち込まれたごみの処理に係るものと北丘スポーツ公園の施設使用に係るものでございます。

3 款国庫支出金の収入済額は10億1,074万6,000円、収入率は98.7%でございます。焼却施設基幹的設備改良工事、いわゆる延命化工事に係る補助率 2 分の 1 の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金でございます。

次に、10 ページ、11 ページをご覧ください。

4 款財産収入の収入済額は6,675万5,909円。予算現額を2,004万3,909円上回り、収入率は142.9%となっておりますが、これは1 項 1 目財産売払収入において、売電電力量が増えたことなどにより余剰電力売却収入が増加したことが主な要因でございます。

5 款繰越金の収入済額は 1 億 7,851 万 5,205 円、収入率は 100%でございます。

6 款諸収入の収入済額は 362 万 5,572 円。予算現額を 246 万 4,572 円上回り、収入率は 312.3%となっておりますが、これは 2 項 1 目雑入におけるアルミ等売却収入、不燃、粗大ごみの処理過程で選別されたアルミ、鉄くず、鉄がらなどの売却収入が売却単価の上昇により増えたことが主な要因でございます。

続いて、12、13 ページをご覧ください。

7 款組合債の収入済額は 19 億 6,390 万円で、収入率は 99.3%。延命化工事に係る起債によるもので、2 口借りておりまして、利率 0.1% の固定金利、償還期間 10 年で 1 億 1,700 万円を公益財団法人愛知県市町村振興協会から、利率 0.13% の固定金利、償還期間 10 年で 18 億 4,690 万円をあいち尾東農業協同組合から借り入れたものです。

以上より、歳入合計は、下段のとおり、予算現額合計 47 億 7,589 万 3,500 円、調定額は 47 億 6,291 万 7,036 円、収入済額も同額で、収入率は 99.7%でございます。

次に、14 ページ、15 ページをご覧ください。

歳出の明細について、支出済額、執行率及び主な内容を中心に説明させていただきます。

1 款議会費の支出済額は 90 万 1,610 円、執行率は 56.3%でございます。内訳は、組合議会議員の報酬などでございます。

2 款総務費の支出済額は 9 億 6,508 万 292 円、執行率は 94.5%でございます。このうち、1 項 1 目一般管理費は支出済額が 5,872 万 8,170 円、執行率は 98.3%でございます。主なものは、1 節報酬、2 節給料などの人件費と、1 ページはねていただいた 16 ページ、17 ページに記載の 18 節負担金、補助及び交付金などでございます。

続いて、同ページ中ほどのやや下段をご覧ください。

2 款 2 項 1 目の工場管理費は支出済額が 7 億 44 万 3,824 円、執行率は 97.0%となっております。主なものとしては、1 節報酬、2 節給料などの人件費、また 1 ページはねていただいた 18、19 ページに記載の 12 節粗大ごみ処理施設運転管理業務などの委託料及び 14 節焼却炉補修及び定期点検整備工事などの工事請負費となっております。なお、10 節事業費においては、不用額が 1,036 万 3,114 円発生しておりますが、これは延命化工事のため、例年より多く見込んだ灯油代などの燃料費及び受電電力料金などの光熱水費の支出が見込みを下回ったことなどが主な要因でございます。

次に、2 項 2 目の最終処分費は支出済額 1 億 7,191 万 7,786 円で、執行率は 85.5%と

なっております。主なものとしては、12節委託料で、焼却灰などの処理に係る業務委託料及び最終処分場の運転管理業務に係る委託料などがございます。当節においては、2,900万1,672円の不用額が発生しておりますが、これは焼却灰の処理において、令和3年度は北丘最終処分場の埋立てを工程上優先して行う必要が生じ、そのため愛知臨海環境整備センターへの搬出量が減ることになり、焼却灰処理委託料及び焼却灰等運搬業務委託料が減少したことが主な要因でございます。

20ページ、21ページをご覧ください。

2項3目の最終処分場周辺管理費は支出済額3,399万512円、執行率は89.8%となっております。主なものとしては、12節北丘スポーツ公園管理業務に係る委託料、18節北丘最終処分場周辺整備事業に係る負担金などがございます。

3款建設事業費の支出済額は36億5,355万1,812円、執行率は97.7%となっており、14節の工事請負費では、焼却施設基幹的設備改良工事請負費として、34億1,726万5,500円を支出しております。なお、本款においては5,530万9,188円の不用額が発生しておりますが、これは延命化工事期間中、晴丘センター内で処理できない可燃ごみの処理を構成3市にご協力をいただき、近隣の清掃工場など地区外に搬出し、処理を行った際の費用が減少したため、搬出量を大幅に減少させることができたため、役務費における一般廃棄物処理手数料や一般廃棄物運搬及び処理業務委託料などが減少したことなどによるものでございます。

22、23ページをご覧ください。

4款公債費の支出済額は72万9,173円、執行率は7.1%となっております。これは延命化工事に係る令和元年度、令和2年度起債に係る利子の償還によるものでございますが、令和2年度起債に係る利率が見込みを大きく下回ったことなどにより、953万827円の不用額が発生しております。

5款予備費では、53万9,000円を14ページ記載の2款1項1目一般管理費の12節の委託料へ充用しております。

以上より、歳出合計は、下段のとおり、予算現額合計47億7,589万3,500円、支出済額は46億2,026万2,887円で、執行率は96.7%となっております。

続いて、24ページをご覧ください。

こちらは、令和3年度実質収支に関する調書でございます。

表中の5にありますように、実質収支額は1億4,073万1,649円となっております。

続いて、25、26ページをご覧ください。

令和3年度財産に関する調書でございます。

1の公有財産につきましては、次の27ページの中ほどまで続いており、前年度からの増減はございません。

続きまして、27ページの中ほど、2の物品につきましても、前年度からの増減はございません。

3の債権につきましては、該当ございません。

4の基金につきましては、廃棄物処理施設整備基金の表中、決算年度中増減高の欄にございますとおり、6万8,000円を積立てしましたので、決算年度末現在高は18億6,464万9,536円となっております。

最後になりますが、28、29ページに、主要な施策の成果に関する報告をまとめておりますので、併せてご参照いただければと存じます。

以上が令和3年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下幹雄） 理事者の説明は終わりました。

なお、この決算につきましては、監査委員より審査が行われておりますので、ここで鈴木監査委員から審査の結果についてご報告を願います。

監査委員。

○監査委員（識見）（鈴木洋子） それでは、令和3年度一般会計歳入歳出決算について丸山幸子委員と共に審査を行いましたので、代表いたしまして、その結果を報告させていただきます。

お手元の審査意見書の1ページをお開きください。

第3、一般会計の歳入歳出決算書及び附属資料の審査方法につきましては、関係諸帳簿、証拠書類等により計数の照合を行い、例月出納検査結果等を参考にして実施いたしました。

その結果、一般会計歳入歳出決算書及び附属資料はいずれも関係する法令に基づいて作成されており、決算計数は正確であると認められました。

次に、第5、決算の概要についてであります。計数的なものについては意見書に記載いたしましたとおりですので、割愛させていただきます。

2ページの第6、財産に関する調書の審査でございますが、廃棄物処理施設整備基



金の決算年度末現在高は18億6,464万9,536円と確認いたしました。

終わりに、令和4年5月竣工の焼却施設基幹的設備改良工事は、老朽化が進んだ焼却施設の設備、機器を改良することで、機能回復と10年余の延命を図る目的で実施されましたが、構成市の協力の下、工事期間中もごみ処理業務を停滞させることなく終えることができました。本工事によって獲得した既設施設の延命期間においては、これまで同様、日々搬入される廃棄物の安全で安定的な適正処理の継続を望むとともに、財政の効率化、適正化にも努めつつ、より一層堅実な組合運営を期待します。

あわせて、今後延命期間を視野に入れ、施設更新に向けた検討が進むこととなりますが、施設更新の円滑な事務の推進の中で、適正な建設経費の獲得に関する整理が進むことを望みます。

以上をもって監査委員の報告とさせていただきます。

○議長（山下幹雄） 監査委員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

8番浅井寿美議員の発言を許します。

浅井寿美議員。

○8番（浅井寿美） それでは、通告に従いまして、質疑を行います。

認定第1号令和3年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

まず最初に、歳入のところですが、8ページ、9ページの2款1項2目施設使用料についてです。

令和2年度は新型コロナの影響で施設使用料は減少しておりましたが、令和3年度は若干上昇が見られております。その要因と今後の見通しについて伺います。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） 施設使用料のうち、廃棄物処理施設使用料は収集運搬許可業者による搬入と一般家庭等から直接ごみを持ち込まれる際に発生するもので、令和2年度は3億8,256万5,000円でしたが、令和3年度は3億9,880万4,800円と、1,623万9,800円増加いたしました。これは、コロナ禍において減少していた飲食店などからの事業系一般廃棄物の搬入量が経済活動の再開等により、令和3年度においては増加したこと、及びこれまで20キログラムまでは無料であった使用料が令和3年4

月1日から、50キログラムまでは一律1,000円に改正されたことが主な要因と考えております。

なお、今後の見通しにつきましては、コロナ禍において変化した生活様式の定着の度合い等によって増減があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁が終わりました。

再質疑はありますか。

（8番浅井寿美「いえ、ありません」の声あり）

それでは、次の質疑に移ってください。

○8番（浅井寿美） はい、移ります。

それでは、歳入の2番目ですが、3款1項1目国庫補助金について。8ページ、9ページです。

令和3年度に交付をされました二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の交付要件などの内容について伺います。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） 当該交付金の交付対象は人口5万人以上または面積400平方キロメートル以上の地域計画または一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体が実施する廃棄物処理施設の二酸化炭素排出抑制に資する先進的設備の導入に必要な工事及び附帯する事務となっております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 再質疑はありますか。

（8番浅井寿美「はい。あります」の声あり）

浅井寿美議員。

○8番（浅井寿美） それでは、この二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金というものの、この要件が地域計画をつくるということになっており、またその地域計画にはプラスチック使用製品廃棄物、製品プラと呼ばれているものですが、これに関して記載をする項目がありますが、これについては何か盛り込まれているのでしょうか。伺います。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を講じることが交付金の交付要件となったのは、プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律が施行された令和4年4月1日以降からでございますので、要件化以前の平成28年度に策定いたしました尾張東部地域循環型社会形成推進地域計画には、その内容は含まれておりません。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁が終わりました。

再々質疑はありますか。

（8番浅井寿美「いえ、ありません」の声あり）

次の質疑に移ってください。

○8番（浅井寿美） それでは、同じところですが、今回の事業に対する交付金は今回で最終でしょうか。また、これのほかに補助があるか伺います。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） 今回の焼却施設基幹的設備改良工事では、平成29年度及び平成30年度に各種計画、令和元年度から令和3年度までの本体工事について、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金を約18億円受けてまいりました。この工事において、当該交付金以外の補助金等の活用はございません。また、令和4年度は一部関連工事を実施いたしました。交付対象外の工事であることから、交付金の活用はございません。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁が終わりました。

再質疑はありますか。

（8番浅井寿美「はい、あります」の声あり）

浅井寿美議員。

○8番（浅井寿美） 二酸化炭素の排出抑制に対する事業についての交付金というのは、もうこれで終わりだということですね。

それで、次はいよいよ施設更新に係るというところについての交付金ということに

なってくると思います。これもかなり大がかりな工事になってまいりますので、金額が大きくなると思いますけれども、これについてもプラスチック製品の廃棄物、これについて何かの措置を取るというようなことが要件として入ってきてるとは思いますけれども、こういうところについての状況、何かの取組などありますでしょうか。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） 現在、分別収集業務を担う構成3市の清掃担当部局と各種会議等において、情報の共有に努めているところでございます。引き続き、構成3市とは連携を密にし、適切に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁は終わりました。

再々質疑はありますか。

（8番浅井寿美「いえ、ありません」の声あり）

では、次の質疑に移ってください。

○8番（浅井寿美） それでは、歳入、3つ目です。

7款1項1目組合債について伺います。ページは12、13ページです。

焼却施設基幹的設備改良工事に係る起債は19億6,390万円で、歳入全体の41.2%を占めています。昨年度の決算審査では、本工事に係る起債総額は28億4,000万円程度というようなご答弁がありましたが、計画に変更はないか伺います。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） 令和4年度については、600万円の起債を予定しております。

これにより、本事業に係る起債総額は先ほどの28億4,000万円になる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁が終わりました。

再質疑はありますか。

（8番浅井寿美「いえ、ありません」の声あり）

次の質疑に移ってください。

○8番（浅井寿美） 次は、歳出の1番目です。

3款1項1目建設事業費。20ページ、21ページです。

令和元年度に開始をしました焼却施設基幹的設備改良工事は、令和3年度の36億5,355万円ではほぼ完了し、令和4年度分を加え、総額52億円余りの事業となりました。当組合として、本事業の効果をどのように評価をしておられるのか伺います。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） 平成4年の稼働開始から27年余りが経過して老朽化が進んだ本施設は、今回のこの工事によって、設備、機器の性能が回復され、おおむね10年の施設延命化が図られましたので、今後の安全で安定的なごみ処理の継続に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁が終わりました。

再質疑はありますか。

（8番浅井寿美「ありません」の声あり）

次の質疑に移ってください。

○8番（浅井寿美） それでは、歳出の2番目、4款1項1目公債費について伺います。22、23ページです。

令和3年度の公債費は、利子で予算現額1,026万円、支出が72万9,173円となっております。改めて、焼却施設基幹的設備改良工事費に係る償還計画について伺います。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） 今後の償還計画につきましては、今年度に当該工事に係る最後の借入れとして、600万円を予定しております。これで令和元年度以降に借入れした総額は28億4,000万円になりまして、それぞれ10年の償還期間に固定利率による元金均等償還を実施してまいります。

なお、令和4年度借入予定の600万円につきましては、他の借入れに比べ少額であることから、償還期間の短縮等を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁が終わりました。

再質疑はありますか。

(8番浅井寿美「はい、あります。お願いします」の声あり)

浅井寿美議員。

○8番(浅井寿美) 今、ご答弁にありましたように、償還期間は10年で、元金均等償還により返済を行っていくというところですが、これは多い時、ピーク時では、どのぐらいの額になっていくのでしょうか。

○議長(山下幹雄) 答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長(渡辺雅司) 多いときでは、約3億5,000万円の公債費を起債の償還のため計上することになる見込みで、これが起債額が大きい令和3年度の元金の償還が始まる令和6年度、2年の据置期間がございますので、令和6年度から向こう7年間、このピークが令和12年度まで続く見込みでございます。

以上でございます。

○議長(山下幹雄) 答弁が終わりました。

再々質疑はありますか。

(8番浅井寿美「いえ、ありません」の声あり)

それでは、次の質疑に移ってください。

○8番(浅井寿美) それでは、27ページの令和3年度財産に関する調書、4番の基金、廃棄物処理施設整備基金について伺います。

令和3年度末現在高は約18億6,465万円となりました。今後の積立計画について伺います。

○議長(山下幹雄) 答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長(渡辺雅司) 延命化工事によって、既存施設についてはおおむね10年程度の延命化が図られましたが、その後のごみ処理施設については、建て替えによる施設更新を行うものと想定し、基本構想策定に着手したところでございます。焼却施設基幹的設備改良工事に比べ、ごみ処理施設の更新にはより多額の事業費を要することが明らかであることから、構成市の建設経費負担金が一時的に大きくなることのないように、長期にわたり平準化が図られるよう、適切な基金の積立てに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁が終わりました。

再質疑はありますか。

（8番浅井寿美「はい、あります」の声あり）

浅井寿美議員。

○8番（浅井寿美） 基金というところですが、施設更新の原資の中では、国の補助金、組合債と並んで、非常に重要な原資となると思います。また、さらに今後基金の積立てが、ピーク時が続きますけれども、公債費のピーク時が続く中で、またこの基金を積んでいくというような状況になると思います。計画のほうが大事かと思えますけれども、資金計画の全体像というのは今、お話にありました基本構想ができる来年度、基本構想の中で明らかになっていくのでしょうか。伺います。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） 現在策定中であります基本構想の中で、次期施設更新において必要な施設の処理規模などを基に、概算事業費の算定も実施します。この概算事業費を基に、次期施設更新における資金計画策定を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 再質疑はありますか。

（8番浅井寿美「いえ、ありませんので、これで質疑を終わります。ありがとうございました」の声あり）

以上で浅井寿美議員の質疑を終了いたします。

通告のありました質疑は以上です。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、期限までに討論の通告はございませんでしたので、これにて討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号令和3年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算について認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（山下幹雄） ありがとうございました。挙手全員であります。よって、認定第1

号令和3年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議員派遣の件

○議長（山下幹雄） 次に、日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、地方自治法第100条第13項及び尾張東部衛生組合議会会議規則第87条の規定により、知多南部広域環境センター及び衣浦港3号地廃棄物最終処分場の行政視察に、石じまきよし議員、秋田さとし議員、市原誠二議員、三木雪実議員、川村つよし議員、富田宗一議員、伊藤真規子議員、浅井寿美議員、丸山幸子議員、山田かずひこ議員、三宅聡議員、松原大介議員、加藤和男議員、さとうゆみ議員及び山下幹雄議員を令和4年11月2日に派遣することにしたいと思います。

なお、今後の情勢の変化により内容に変更が生じた場合には、議長にご一任いただきたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山下幹雄） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付してあります印刷物のとおり議員を派遣することに決しました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、管理者より発言を求められていますので、発言を許します。

管理者。

○管理者（伊藤保徳） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出をいたしました令和3年度決算につきまして慎重にご審議いただき、認定を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、令和元年から実施をしておりました焼却施設の延命化工事でございますけれども、本年5月末をもちまして無事竣工をいたしました。構成市はもとより、議員各位のこれまでのご協力に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

なお、今後の延命期間においても安定的なごみ処理を継続していくためには、市民の方々のご理解、ご協力、そしてその結果としてのごみの減量や分別に対し、ご協力

を賜らなければなりません。こうした視点からも、議員各位には、引き続きまして格別のご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（山下幹雄）　ありがとうございました。

これにて令和4年尾張東部衛生組合議会第2回定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時45分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

尾張東部衛生組合議会議長

尾張東部衛生組合議会議員

尾張東部衛生組合議会議員